

## 富山県総合教育会議設置要綱（案）

## （設置）

第1条 知事と教育委員会が意思疎通を図り、本県の教育の課題、今後の方向性等を相互に共有し、効果的に教育行政を推進するため、富山県総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項に規定する事項について協議及び調整を行うものとする。

## （構成）

第3条 会議は、知事及び富山県教育委員会をもって構成する。ただし、緊急を要する場合であつて、教育委員を招集する暇がないときは、知事及び教育長をもって会議を開催することができるものとする。

## （会議）

第4条 会議は、知事が招集する。ただし、教育委員会がその権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

2 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者からの意見を聴くことができる。

## （事務局）

第5条 会議の事務局は、知事政策局に置く。

## （細則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月 日から施行する。

## 富山県総合教育会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、富山県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集手続）

第2条 知事は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、会議の日の5日前までに、会議の開催場所及び日時並びに協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（議事の進行）

第3条 会議の議事の進行は、知事が行う。

（会議の傍聴）

第4条 会議は、傍聴することができる。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（会議の非公開）

第5条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、会議の开会前に知事と教育委員会が協議し、決定する。この場合において、次に掲げる場合にあっては、原則として非公開とするものとする。

- (1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- (2) 県としての意思決定の前に情報を公開することになる場合
- (3) 知事又は教育委員会が会議の公正が害されるおそれがあると認める場合

（議事録）

第6条 法第1条の4第7項の規定による議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 出席者の氏名
- (2) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 議事録を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、知事政策局において処理する。

（細則）

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年4月 日から施行する。

## 傍聴に関する規程（案）

- 1 この規程は、富山県総合教育会議運営要領第4条第2項の規定に基づき、富山県総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入した後、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。
- 3 傍聴者の数は、傍聴者用の席数を限度とする。
- 4 知事は、傍聴席の整理上必要と認めるときは、傍聴券を発行する。
- 5 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順に交付する。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者
  - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が傍聴させることが不適當であると認める者
- 7 傍聴者は、傍聴席にいるときは、次の事項を守らなければならない。
  - (1) みだりに自席を離れないこと。
  - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
  - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
  - (4) 知事の許可を受けずに、写真機、録音機等を持ち込み、使用しないこと。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 8 傍聴者は、前項に規定するもののほか、知事の指示に従わなければならない。
- 9 傍聴者は、非公開とした場合は、速やかに退場しなければならない。
- 10 知事は、傍聴者がこの規定に違反したときは、これを制止し、又はその命令に従わないときは、事務局職員をしてこれを退場させることができる。
- 11 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成27年4月 日から施行する。